

源泉徴収と源泉所得税

1. 源泉徴収とは

源泉徴収とは、一般的に源泉徴収義務者が給与や報酬等の支払時に所定の所得税を無条件に控除することであり、個人の住民税の場合は特別徴収、社会保険料の場合には単に徴収と表現しています。

この源泉徴収制度の目的は、国は税金を確保し徴税手続きを簡便にして、その費用と労力を節約するだけでなく、納税者側においても申告、納付等に関する煩雑な事務から免れることにあります。しかし、一方では、納税者の納税実感を薄れさせている面があるかと思われれます。

2. 源泉徴収対象となる所得の範囲

源泉徴収の対象になるか否かは、支払いを受ける者（支払先）が個人であるか法人であるかで変わってきますので、その判定のために支払先の情報は、正確に把握しておく必要があります。判定が可能な新規業者登録の手続きを完備しておくことが望まれます。以下に支払先が個人の場合や法人の場合の課税範囲を記載しておきます。

（注） 所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年間の間に生じる所得に対して源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税（源泉所得税の 2.1%）を併せて徴収し、源泉所得税の法定納付期限までに国に納付することになっています。以下の源泉所得税率には、復興特別所得税を含めておりませんので注意してください。

(1) 個人（居住者）の課税範囲

① 利子所得

公社債及び預貯金の利子；合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配；勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づく利子等（550 万円まで非課税）

[税率] 15%による源泉分離課税（他に住民税 5%）

② 配当所得

法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配；基金利息；投資信託及び特定受益証券発行信託の収益の分配（オープン型の証券投資信託の特別分配金は元本の払戻しですので非課税）

尚、非課税口座内の少額上場株式等（令和 6 年 1 月 1 日より適用の新 NISA に係る所定の配当所得は、期限なく非課税となります）。

[税率]

- a. 原則： 20%（所得税 15%、住民税 5%）源泉で総合課税又は申告分離課税
- b. 少額配当の申告不要制度(非上場株式)
 - 1 銘柄について 1 回の金額が 10 万円以下の配当金額（配当計算期間の月数で換算後）

株式配当会社の区別	株主の区別	源泉徴収税率	
		所得税	住民税
上場会社	法人株主	15%	—
	個人株主	15%	5%
非上場会社	法人株主	20%	—
	個人株主	20%	—

③ 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（給与等）
給与等に対する源泉徴収は、次の 3 種類の税額表のいずれかを使用します。

- a. 月額表： 給与等を毎月払いの場合
- b. 日額表： 給与等を日ごと、あるいは 1 週間ごとに支払う場合
- c. 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表： 前月の給与実績による算出率を使用。但し、前月中に給与支払が無い場合や賞与額が前月給与の 10 倍超（金額の調整計算有り）の場合には、月額表を使用する。

尚、使用する税額は、さらに次の中より該当するものから求めます。

- a. 甲欄： 扶養控除等申告書が提出されている場合（主たる勤務）
- b. 乙欄： 扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる勤務）
- c. 丙欄： 日額表だけがあり、日雇いが短期雇用（2 ヶ月以内の契約）のアルバイト等の給与払いの場合

④ 退職所得

退職手当、一時恩給その他の退職によって一時的に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（退職手当等）

[税率]

- a. 「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合：
 - 累進税率（下記の速算表を参照）
 - （注）所得税と住民税の適正額が退職金から天引されますので、退職金の確定申告の必要はありません。
- b. 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合： 20%源泉
 - （注） 確定申告で税額を精算する必要がありますが、住民税は通常適正額が天引

きされています。

退職手当等は、他の収入とは区分して税金計算する「分離課税」となっています。

退職所得金額は、下記のようにして算出します。

$$(\text{退職手当等の収入} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得金額}$$

退職所得控除額：

勤続年数 20 年以下： 40 万円×勤続年数（最低 80 万円）

勤続年数 20 年以上： 800 万円＋70 万円×（勤続年数－20 年）

* 勤続年数計算で 1 年未満の端数は切上げ

* 障害者になったことにより退職した場合には、退職所得控除額に 100 万円加算

退職手当等にかかわる税額計算表（速算表）

$$\text{所得税額} = (1) \times (2) - (3)$$

退職所得金額（1）	税率（2）	控除額（3）
195 万円以下	5%	—
195 万円超 330 万以下	10%	97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円
4,000 万円超	45%	4,796,000 円
住民税 = (1) X 10%（市区町村民税 6%＋都道府県民税 4%）		

なお、復興特別所得税として、平成 25 年から 25 年間、2.1%の定率増税が課されることとなります（例えば、退職所得 300 万円の場合の所得税・復興特別所得税の税率は、10.21%）。

短期就労の特定役員退職手当等に対する課税

役員として勤続年数 5 年以下における退職所得控除額を控除した金額に対する 1/2 軽減措置の廃止となっています。この特定役員退職手当等の支給を受ける適用対象の法人税法上の役員とは、以下の者をいいます。

* 会社法上の役員：法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人

* 法人税法独自の役員：

① 法人の使用人以外(相談役、顧問、会長、副会長等)の者であること

② 法人の経営に従事している者であること

並びに、持株で判定(同族会社)：

① 同族会社の使用人であること

② 50%以上基準、10%超基準及び 5%超基準の持株要件を満たすこと

③法人の経営に従事している者であること

なお、特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合には、下記の(イ)と(ロ)の退職所得を合算して計算することになります。

(イ) 特定役員退職所得

特定役員退職手当等 - 特定役員退職所得控除額 = 特定役員退職所得

特定役員退職所得控除額は、次の金額の合計額とします。

なお、特定役員等の勤続期間と特定役員等でない勤続期間の両方（使用人兼務役員等の場合）があり、その 2 つの期間が重複している場合には、その重複する勤続年数（重複している期間に 1 年未満の端数がある場合には、これを 1 年として計算します。）部分について調整計算を行う必要があります。

① 重複期間がない場合

40 万円 × 特定役員等勤続年数

② 重複期間がある場合

40 万円 × (特定役員等勤続年数 - 重複勤続年数) + 20 万円 × 重複勤続年数

(ロ) 一般退職所得

{一般退職手当等 - (一般退職所得控除額 - 特定役員退職所得控除額)} × 1/2 = 一般退職所得

勤続 5 年以下の従業員の退職所得課税の適正化

従業員が勤続年数 5 年以下で退職し「短期退職手当等」（特定役員退職手当等の該当以外）を受給する場合で、その退職所得控除後の金額が 300 万円超の場合には、その超える部分について退職所得計算上の 2 分の 1 軽減適用は行われなくなります。

退職収入から退職所得控除後の残額	従業員の勤続年数		
	改正		現行
	5 年以下（短期退職手当等）	5 年超	
300 万円超	2 分の 1 適用無し	2 分の 1 適用	2 分の 1 適用
300 万円以下	2 分の 1 適用		

イ 勤続 5 年以下で退職所得控除後の金額が 300 万円超の退職所得計算：

300 万円 × 1/2 + {(退職手当収入額 - 退職所得控除額) - 300 万円} = 退職所得

改正は、2022 年（令和 4 年）分以後の所得税・住民税から適用。

ロ 同一年中に短期退職手当等（当該勤続年数は役員等の勤続年数も含める）と特定役員退職手当等を受給した場合の退職所得計算：

(1) 短期退職所得等の収入額 - ②短期退職所得控除額 ≤ 300 万円のケース

(特定役員退職手当等の収入額－①特定役員退職所得控除額)
 + {(短期退職手当等の収入額－②短期退職所得控除額) × 1/2}
 (2) 短期退職所得等の収入額－②短期退職所得控除額 > 300万円のケース
 (特定役員退職手当等の収入額－①特定役員退職所得控除額)
 + {150万円＋短期退職手当等の収入額－(300万円＋②短期退職所得控除額)}
 ①特定役員退職所得控除額
 = 40万円 × (特定役員等としての勤務年数) － 重複勤続年数) + 20万円 × 重複勤続年数
 ②短期退職所得控除額
 = 退職所得控除額－①特定役員退職所得控除額

ハ 同一年中に短期退職手当等(勤続5年以内)と一般退職手当等(勤続5年超)を受給した場合の退職所得計算:

(1) 短期退職所得等の収入額－①短期退職所得控除額 ≤ 300万円のケース
 {(短期退職手当等の収入額－①短期退職所得控除額) × 1/2}
 + {(一般退職手当等の収入額－②一般退職所得控除額) × 1/2}
 (2) 短期退職所得等の収入額－①短期退職所得控除額 > 300万円のケース
 {(一般退職手当等の収入額－②一般退職所得控除額) × 1/2}
 + {150万円＋短期退職手当等の収入額－(300万円＋①短期退職所得控除額)}
 ①短期退職所得控除額
 = 40万円 × (従業員としての短期勤務年数) － 重複勤続年数) + 20万円 × 重複勤続年数
 ②一般退職所得控除額
 = 退職所得控除額－①短期退職所得控除額

⑤ 公的年金等(雑所得)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、確定給付企業年金、確定拠出年金等の所定の法律の規定に基づく年金(公的年金等)

[税率]

a. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した者:

(公的年金等支給額－控除額) × 5%

b. その他の者: (公的年金等支給額－控除額) × 10%

尚、支払われる公的年金等の額が400万円以下で、当雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、その年分の所得税の確定申告は不要になります。但し、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給(例えば、国外の年金受給)を受ける者は、この申告

不要制度の適用対象外となります。なお、この申告不要制度を選択されても、住民税の申告は必要になる場合、或いは減税になる場合があります。

⑥ 報酬・料金等

報酬・料金等に対する源泉徴収の範囲（限定列举となっています）は、所得税法第204条第1項の1号～8号に規定されています。その内容は以下のとおりです。

- a. 原稿料、挿絵料、作曲料、レコードの吹込み料又はデザインの報酬、放送謝金、著作権使用料（著作隣接権を含む）、工業所有権の使用料、講演料、脚本、脚色、翻訳、通訳報酬・料金、校正、書籍の装丁、速記、版下、芸芸、スポーツ、その他これらに類するものの教授もしくは指導もしくは知識の教授の報酬、もしくは料金、投資助言業務にかかわる報酬・料金（法204①一等）

尚、懸賞応募への賞金や情報の投稿者・提供者への謝金等で、同一人に対し、1回の支払額が概ね5万円以下であれば、源泉徴収は省略できます。

[税率] 1回の支払額：100万円以下は10%、100万円超の部分は20%

- b. 弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、企業診断員、建築代理士、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人などの業務に関する報酬・料金（法204①二等）

[税率] 1回の支払額：100万円以下は10%、100万円超の部分は20%

- c. 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の業務に関する報酬・料金

（法204①二等）： $(1 \text{ 回の支払金額} - 1 \text{ 万円}) \times 10\%$

- d. 社会保険診療報酬支払基金から支払われる診療報酬(法204①三等)：

$(\text{その月分の支払金額} - 20 \text{ 万円}) \times 10\%$

- e. 職業野球の選手、競馬の騎手、モデル、プロサッカー選手、プロテニスの選手、プロレスラー、プロゴルファー、プロボウラー、自動車のレーサー、自転車競技の選手、小型自動車競走の選手、モーターボート競走の選手の業務に関する報酬・料金(法204①四等)

[税率] 1回の支払額：100万円以下は10%、100万円超の部分は20%

- f. 職業拳闘家の業務に関する報酬・料金(法204①四等)：

$(1 \text{ 回の支払金額} - 5 \text{ 万円}) \times 10\%$

g. 外交員、集金人、電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金(法 204①四等)：
(その月分の支払金額－12 万円*)×10%

*給与等の支払をする場合には、12 万円から給与等の額を差し引いた金額

h. 映画、演劇その他の芸能又はラジオ放送もしくはテレビジョン放送の出演
もしくは演出又は企画の報酬・料金、その他映画もしくは演劇の俳優その他
の芸能人の役務の提供を内容とする事業におけるその役務の提供に関する報酬
・ 料金(法 204①五等)

[税率] 1 回の支払額：100 万円以下は 10%、100 万円超の部分は 20%

i. キャバレー、ナイトクラブ、バーなどのホステス等のその業務に関する
報酬・料金(法 204①六等)：

(1 回に支払われる金額－5,000 円×その支払金額の計算期間の日数*) ×10%

*給与等の支払をする場合は、その期間の給与等の額を差し引いた金額

j. 職業野球の選手その他一定の者に専属して役務の提供をする人が、その専属
契約の対価として一時に支払を受ける契約金(法 204①七等)

[税率] 1 回の支払額：100 万円以下は 10%、100 万円超の部分は 20%

(注：雇用契約締結に伴う支払契約金も含まれます。また、支度金・移転料等も
含まれます。)

k. 事業の広告宣伝のための賞として支払われる金品その他の経済上の利益（旅行
その他の役務の提供を内容とするもので、金品との選択をすることができない
ものを除く）(法 204①八等)

(1 回の支払金額－500,000 円) ×10%

報酬・料金等の額の中に消費税及び地方消費税の額（消費税等の額）が含まれて
いる場合は、原則として、消費税等の額を含めた金額が源泉徴収の対象となりま
す。但し、請求書等において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分
されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額と
して差し支えありません。

⑦ 生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金

生命保険契約・損害保険契約等に基づいて支払われる年金等（支払われる年金の
年金額から払い込まれた保険料または掛金の額のうちその支払われる年金の額に
対応する金額を差し引いた残額が 25 万円以上のものに限る。）なお、一定の基準

に該当する相続又は贈与等に係る保険年金は、平成 25 年 1 月 1 日以後の支払分から源泉徴収の対象外となります。

$$\left(\text{年金額} - \text{年金額} \times \frac{\text{保険料または掛金の総額}}{\text{年金の支払総額又は支払総額の見込み額}} \right) \times 10\%$$

- ⑧ 定期積立の給付補てん金等 15%
- ⑨ 匿名組合契約等の利益の分配金 20%
- ⑩ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 15%
- ⑪ 割引債（原則、源泉徴収の上、申告分離課税） 15%（2016 年 1 月 1 日以降の割引債発行分から）
- ⑫ 上場株式等の譲渡にかかわる源泉徴収選択口座内調整所得金額
特定口座内保管上場株式等からの譲渡所得（源泉分離課税） 15%

(2) 法人（国内）の課税範囲

支払を受ける法人の場合には、源泉徴収されるケースは、下記のように限られています。

利子等、配当等、定期積立の給与補てん金等、特定の匿名組合契約等に基づく利益の分配、馬主が受ける競馬の賞金、割引債の償還差益等

(3) 外国法人又は非居住者の課税範囲

- ① 一定の対価等に国内にその所得の源泉があるもの。例えば、利子、配当、工業所有権、著作権等の使用料又は譲渡の対価、給与その他の人的役務の提供に対する報酬・公的年金等・退職手当等、土地等の譲渡による対価、人的役務の提供事業を行う者が受けるその役務提供の対価など。
- ② 国内に恒久的施設を有する非居住者が行う特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等
- ③ 割引債の償還差益など

3. 源泉徴収義務者

源泉徴収の対象となる支払をおこなう個人又は法人は、所定の源泉所得税を徴収し、国に納める業務のある者として源泉徴収義務者となります。

ただし、個人の場合で下記に該当する場合には源泉徴収する必要はありません。

- (1) 常時 2 人以下の家事使用人のみに給与等を支払う場合
- (2) 給与等の支払がなく、個人から支払われる報酬・料金等（バー等のホステス等への支払

を除く)を支払う場合

初めて給与等の支払を開始される場合には、すなわち、源泉徴収義務者となる場合には、「給与支払事務所等の開設届出書」を所轄税務署に支払事務所等の開設から 1 ヶ月以内に提出しなければなりません。

納税地に関して、支払の日における支払事務所等の所在地とされていますが、支払事務所等の移転があった場合には、移転後の支払事務所等の所在地となります。

4. 源泉所得税の納付期限と納期の特例

原則として、所定の源泉所得税を徴収した源泉徴収義務者は、その徴収月の翌月 10 日までに国(所轄税務署)に納付しなければなりません。

納期の特例：

① 常時 10 人未満の使用人がいる事業所等では、納期期限の特例を「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署長に提出し承認を受けた場合には、源泉所得税の納付を毎月から半年に一度となります。半年に一度とは、納付期限が 7 月 10 日(1 月～6 月徴収分)と翌年 1 月 20 日(7 月～12 月徴収分)になります。なお、この特例の対象となる源泉対象は限定されており、それは、給与や退職金からの源泉税と弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、司法書士などの一定の業務に関する報酬・料金からの源泉税のみということに留意する必要があります(特例対象外の源泉徴収税額は、原則扱いの納付となります)。

又、この納期特例の適用開始は、当該申請書の提出月の翌月分の源泉対象から適用になります。言い換えれば、提出月に発生した徴収源泉税の納付期限は、通常どおり翌月の 10 日になりますので、適用開始の初回の納期には注意が必要です。

② 源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等

当該口座からの徴収税額の納付期限は、その年の翌年 1 月 10 日となります。

注：記載しています金額、税率等の最新情報は条文等でご確認ください。

5. 復興特別所得税の源泉徴収(平成 25 年 1 月以降の源泉徴収から適用)

平成 23 年 12 月 2 日に公布されました復興財源確保法(東日本大震災からの復興のために必要な財源を確保するという目的税)により、「復興特別法人税」及び「復興特別所得税」が創設されました。これらは通常の基準税額に一定の特別税率を掛けることで算定され納付することになっています。

(1) 復興特別法人税

法人は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間(指定期間)内に最初に開始する事業年度開日から 2 年を経過する日までの期間内に属する事業年度指定期間内の各

事業年度の所得金額に対する法人税額(基準法人税額)に税率 10%を乗じた金額を復興特別法人税として、法人税と同じ時期に申告・納付していましたが(既に廃止)。申告は、復興特別法人税に関する申告書(復興特別法人税申告書)を作成して提出となっていました。

(2) 復興特別所得税

所得税の納付義務者には、基準所得税額に税率 2.1%を乗じた金額を復興特別所得税として、所得税と同じ時期(源泉徴収、年末調整、確定申告)に申告・納付することになりました。

① 課税対象期間

所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年間の間に生じる所得に対して源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納付期限までに国に納付することになりました。

所得税の年末調整する源泉徴収義務者は、平成 25 年度から 25 年間の各年分において、所得税及び復興特別所得税の年末調整を併せて行うこととなります(年調年税額は、算出所得税額から住宅借入金等特別控除額を控除した後の年調所得税額に 102.1%を乗じ 100 円未満を切捨て後の金額となります)。同様に、確定申告についても、所得税及び復興特別所得税を併せて申告することとなります。

② 復興特別所得税額

復興特別所得税額 = 基準所得税額 X 2.1%

なお、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、実際には所得税及び復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した税額を徴収し納付(1 枚の所得税徴収高計算書の作成)することとなります。

源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額(1 円未満の端数は切捨て) = 支払金額等 X 合計税率(所得税率 X 102.1%)

給与等については、公表されています平成 25 年分以後の源泉徴収税額表に基づき徴収し納付していただきます。又、退職手当等に関しましても退職所得の源泉徴収税額の速算表が公表されています。

③ グロスアップ計算

講演料等は手取り(源泉税額後)で決められ支給されていることが多いかと思えます(百万円までの所得税率 10%で、百万円超の部分の所得税率 20%)。復興特別所得税額も徴収しなければならぬ場合のグロスアップ計算は次のようになります。

(イ) 手取り額が 897,900 円以下の算式

手取り額 ÷ (100 - 10.21)% = 支払金額(1 円未満切捨て)

(ロ) 手取り額が 897,901 円以上の算式

(手取り額 - 102,100 円) ÷ (100 - 20.42)% = 支払金額(1 円未満切捨て)

④ 源泉徴収税額(所得税と復興特別所得税)の区分処理

源泉対象に対する源泉徴収税額は所得税と復興特別所得税を併せた源泉税額で徴収すれば

よく、法定調書でも区分した税額を記載する必要はありません。

6. 配偶者控除及び配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額が48万円以下(給与収入では103万円以下)の場合に、最高の配偶者控除38万円(老人控除対象配偶者48万円)、並びに配偶者特別控除においても、平成30年度以降(2018年1月から)から、配偶者控除は世帯主の年収に応じて縮小され、配偶者特別控除は配偶者の年収要件を103万円から150万円に引き上げ、かつ配偶者及び世帯主の年収に応じて控除額が以下の様に9段階で縮小となっています。

配偶者の給与収入・所得金額		世帯主(納税者)の給与収入・所得別控除額(金額単位:万円)							
		収入	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得
		1,120 以下	900 以下	1,170 以下	950 以下	1,220 以下	1,000 以下	1,220 超	1,000 超
配偶者控除	103万円以下 (所得金額で48万円以下)(注)	38(48) 「源泉控除対象配偶者」 「同一生計配偶者」 「控除対象配偶者」	26(32) 「同一生計配偶者」 「控除対象配偶者」	13(16) 「同一生計配偶者」 「控除対象配偶者」	0 「同一生計配偶者」				
	103万円超 150万円以下 (所得金額で48万円超 95万円以下)	38 「源泉控除対象配偶者」	26	13	0				
配偶者特別控除	155万円以下 (所得金額で100万円)	36	24	12	0				
	160万円以下 (所得金額で105万円)	31	21	11	0				
	167万円以下 (所得金額で110万円)	26	18	9	0				

175万円以下 (所得金額で 115万円)	21	14	7	0
183万円以下 (所得金額で 120万円)	16	11	6	0
190万円以下 (所得金額で 125万円)	11	8	4	0
197万円以下 (所得金額で 130万円)	6	4	2	0
201万円以下 (所得金額で 133万円)	3	2	1	0
201万円超 (所得金額で 133万円)	0	0	0	0

注：カッコ内の金額は、年齢70歳以上の老人控除対象配偶者の場合です。

* 「同一生計配偶者」：居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。

* 「控除対象配偶者」：同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1千万円以下である居住者の配偶者をいう。

* 「源泉控除対象配偶者」：居住者（合計所得金額が900万円以下である者に限る）の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く）のうち、合計所得金額が95万円以下である者をいう。上記の「源泉控除対象配偶者」と記載した部分に属する者となりますので、給与の源泉税計算の上では、その配偶者を扶養親族等の数に一人を加えて計算することになります。

又、配偶者が合計所得金額48万円以下の同一生計配偶者で障害者に該当する場合には、更に扶養親族等の数に一人を加えて計算します。

見積額で源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養控除等申告書を提出し、月々の源泉徴収を行い、年度中に変更等があった時には扶養控除等異動申告書を提出することになります。なお、年度中に源泉控除対象配偶者に該当しなくなった場合でも遡及是正を行う必要はありません。最終的には、年末調整時に配偶者控除等申告書で精算することになります。

***配偶者の定義：**

戸籍法で定める婚姻届出をされている配偶者とされますので、内縁関係にある者は配偶者に該当しません。なお、外国人においては、その者の本国法に定める要件を満たすことにより婚姻の成立した配偶者であればよいことになります。

配偶者の判定時期は、12月31日（あるいは死亡時又は出国時）の現況によります。年の途中で配偶者と死別し、再婚した場合には、どちらか一人を配偶者とすることができます。

● 配偶者控除等に関する源泉徴収及び確定申告における見直し

(1) 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除適用は、夫婦いずれか一方しか適用できません。

(2) 居住者の配偶者が、公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者の適用を受け、かつ、公的年金等に係る確定申告不要制度を受ける場合には、その居住者は確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

上記の改正は、令和2年度（2020年度）から適用となります。

● 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

居住者が未婚のひとり親（寡婦を除く）が、次の適用要件を全て満たす場合には、35万円控除が認められます（2020年度は年末調整で行うことになります）。

- ① 未婚のひとり親と生計を一にする子の総所得金額等の金額が48万円以下であること
- ② 未婚のひとり親の合計所得金額が500万円（年収678万円）以下であること
- ③ 未婚のひとり親が入籍しない事実婚の世帯であっても住民票に事実婚の旨を登録記載されていないこと

(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し

- ① 寡婦控除の要件に新たに所得要件として、合計所得金額が500万円（年収678万円）以下であることを加える
- ② 寡婦の要件に住民票に事実婚の旨を登録記載されていないことを加える
- ③ 子以外の扶養者がいることで、27万円控除が認められます。

注：従前の寡夫控除及び寡婦特例控除の適用要件を満たすものは、(1)のひとり親控除となります。

以上。